

## 「他保険契約の通知義務に関する一考察」

京都女子大学法学部 桜沢 隆哉

### I. はじめに

- ・本報告では、道徳的危険に対処するための制度として、ドイツ法の他保険契約の通知義務に関する議論をとり上げる<sup>1</sup>。
- ・保険契約が累積することは、道徳的危険の徴憑の一つであるとされ、保険者がこのような道徳的危険に対処するための制度として、重大事由による解除、詐欺取消（無効）、公序良俗違反を利用してきた<sup>2</sup>。
- ・わが国では、他保険契約の通知義務は、他保険契約の告知義務とともに、一般に損害保険会社の販売する保険商品の約款において定められていたもの<sup>3</sup>（損害保険契約および損害保険会社の傷害保険契約、疾病保険契約において採用され、生命保険契約および生命保険会社の販売する傷害保険契約および疾病保険契約では採用されてこなかった）
- ・他保険契約の告知義務とは、保険契約において、同一の保険の対象に関して他に保険契約が存在することを保険契約の締結の際に告知すべき重要事実と定めたとうえで、保険契約者側がこれを告知する義務に違反した場合には、保険者が保険契約を解除して免責を得るといった効果を定めるものである。また他保険契約の通知義務は、保険契約において当該保険契約の締結後に当該保険の対象に関して他に保険契約が存在することとなった場合に、保険契約の解除と保険者の免責といった効果を定めるものである。
- ・他保険契約の通知義務の機能は、損害保険と定額保険とは異なる。損害保険では、保険給付を行った保険者が求償権を行使する前提として他保険の存在を知っている必要がある、

---

<sup>1</sup> ドイツの他保険契約の通知義務について、中西正明「他社契約の通知義務とドイツ疾病保険判例」『傷害保険契約の法理』（有斐閣、1992年）184頁。

<sup>2</sup> 洲崎博史「人保険における累積原則とその制限に関する一考察」法学論叢 140 巻 5=6号（1998年）224頁以下、235-236頁。

<sup>3</sup> 中西正明「傷害保険及び他の人保険における他の保険契約の告知について」同『傷害保険契約の法理』（有斐閣、1992年）88頁、同「傷害保険契約における他保険契約の告知義務」同『保険契約の告知義務』（有斐閣、2003年）229頁、山下友信「傷害保険契約と他保険契約の告知義務・通知義務」同『現代の生命・傷害保険法』（弘文堂、1999年）219頁、出口正義「重複保険の告知・通知義務違反—傷害保険を中心として」損害保険研究 54 巻 2号（1992年）31頁、竹濱修「他保険契約の告知・通知義務」『損害保険の法律問題』（金判 933号 96頁）、笹本幸祐「他保険契約の告知・通知義務の再検討」関西大学法学論集 44 巻 3号（1994年）209頁、洲崎博史「他保険契約の告知義務・通知義務」民商法雑誌 114 巻 4=5号（1996年）626頁、同「保険法のもとでの他保険契約の告知義務・通知義務」竹濱修=新井修司=木下孝治編『保険法改正の論点—中西正明先生喜寿記念論文集』（法律文化社、2009年）、佐野誠「他保険契約の告知・通知義務」落合誠一=山下典孝『新しい保険の理論と実務』（経済法令研究会、2008年）91頁など多数。

定額保険では、他保険の存在は道徳的危険を増加させることから、そのような危険の増加を保険者に通知させ適切な対応をとる機会を与えることにある。

・従来、他保険契約の通知義務は、商法に規定がなく主として保険約款の規定および判例理論によって展開してきたが、保険法でも明文の規定が設けられておらず、解釈に委ねられている部分も少なくない。保険法では、告知事項の内容が変更になった場合の通知義務が約款に規定されていることを前提として、これに故意または重過失による通知義務違反につき解除できるものとした。危険増加のうち保険者の引受範囲内の危険増加についてのみ規律しており（保険法 29 条 1 項、56 条 1 項、85 条 1 項）、引受範囲外の危険増加については規定を設けず契約自由の原則に委ねられている。

・現在の保険約款の規定は、他保険契約の通知義務についての規定は見られない。このことは、保険法で重大事由解除の規定が設けられたことにより、この制度が果たしうる機能を達成することができると考えられたのではないか。

・以上のわが国の制度に対してドイツでも他保険契約の通知義務がある。ドイツでは、損害てん補方式の保険については、求償権を行使する前提として、他保険契約が締結されたときには保険者に通知を求めて、定額給付型の保険については保険者に通知をし、承諾を得てのみこれを行うことができるとしてこの通知義務に違反した場合に保険者に解除権を認めている。ドイツにおける他保険契約の通知義務に関する議論からわが国の他保険契約の通知にかかる議論に示唆を得ることを目的とする。

## II. ドイツ法

### 1. 総説

・ドイツにおける疾病保険（Krankenversicherung）は、「疾病または傷害」による医療費用の支払、入院一日当たりの契約所定の金額の支払および就業不能による所得の喪失・減少に備えるための保険を意味するものであり、この点で、わが国の医療保険および就業不能保険に相当するもの（VVG192 条）

#### ・主な保険の種類

医療費用保険（Krankheitskostenversicherung）、

入院日額給付金保険（Krankenhaustagegeldversicherung）

→いずれもドイツ傷害疾病保険協会の作成した医療費用保険および入院日額給付金保険模範約款（MB/KK）により規律

就業不能日額給付金保険（Krankentagegeldversicherung）

→ドイツ傷害疾病保険協会の作成した就業不能日額給付金保険模範約款（MB/KT）により規律

### (ア) 医療費用保険

・保険事故：「疾病または傷害」それ自体ではなく、疾病または傷害の結果を理由とする医

学的に必要な治療のための費用をてん捕するもの<sup>4</sup>

・医学的に必要な治療とされていることから、あらゆる治療のための費用が保険保護の対象となるわけではない<sup>5</sup>。

・「疾病」とは、身体または精神機能の障害・喪失によって引き起こされる異常な身体または精神の状態をいい、通常的生活条件下において合理的範囲を超えて身体機能にわずかではない程度の障害をもたらすもの<sup>6</sup>。この疾病概念は客観的に判断され、保険契約者・被保険者が疾病または健康であると感じているかどうかといった主観的な要素は考慮されない<sup>7</sup>。

・「傷害」概念は、疾病保険にかかる VVG の諸規定の中で自律的に解釈されるべきものであり、VVG の傷害保険に関する概念を使用することはできないとされている<sup>8</sup>。ここで、傷害の結果としての治療を含めることは、傷害が身体機能の不規則な疾病の結果として生じた場合だけではなく、外部からの作用により身体に影響を及ぼす出来事により引き起こされた場合も保険保護の対象となることを明確にするためである<sup>9</sup>。

・外部からの出来事が健康障害の原因である場合には、それで十分で健康への被害が意図的であるかは要しない。なお、医療費用保険は、損害保険であり、VVG194 条 1 項の準用規定に定められた損害保険に関する諸原則（VVG74 条から 80 条、82 条 87 条）が適用される。

### **(イ) 入院日額給付金保険**

- ・保険事故：疾病または傷害の結果を原因とする医学的に必要な入院治療
- ・医学的に必要かどうかの基準は、医療費用保険と同様<sup>10</sup>
- ・この保険は、その給付について被保険者に生じた損害を証明することを要しない定額保険

---

<sup>4</sup> Bruck/Möller, VVG-Großkommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, Band 10 (Krankenversicherung): §§ 192–208 VVGMB/KK2009, MB/KT2009, MB/BT2009, 9. Aufl. DE GRUYTER 2019, Rn.24, S.70 [Oliver Brand].

<sup>5</sup> Bruck/Möller, a.a.O.(4), § 192 VVG Rn.25, S.71 [Brand]; Prölss/Martin, VVG-Kommentar, 30. Beck Aufl. 2018, § 192 VVG Rn.19, S.19 [Brand].

<sup>6</sup> Bruck/Möller, a.a.O.(4), § 192 VVG Rn.25, S.71 [Brand]; BGH VersR 2016, 720 Rn.17; NJW 2005, 3783; VersR 2004, 588; Hamm VersR 1997, 1342; Saarbrücken VersR 1999, 479; Karlsruhe VersR 1991, 912; Köln VersR 1994, 208.

<sup>7</sup> Bruck/Möller, a.a.O.(4), § 192 VVG Rn.25, S.71 [Brand]; Prölss/Martin, a.a.O.(5), § 192 VVG Rn.21, S.1058 [Voit].

<sup>8</sup> Bruck/Möller, a.a.O.(4), § 192 VVG Rn.29, S.75 [Brand].

<sup>9</sup> Bruck/Möller, a.a.O.(4), § 192 VVG Rn.29, S.75 [Brand]; Prölss/Martin, a.a.O.(5), § 192 VVG Rn.43, S.1061 [Voit].

<sup>10</sup> Prölss/Martin, a.a.O.(5), § 192 VVG Rn.169, S.1080-1081 [Voit].

として構成されており、それゆえ VVG194 条 1 項の準用規定に定められた損害保険に関する諸原則も適用されず、また類推適用もされない<sup>11</sup>。

### (ウ) 就業不能日額給付金保険

・保険事故：疾病または傷害を原因とする就業不能により生ずる収入の減少（VVG192 条 5 項）

・この保険が財産上の損害の証明に左右される損害保険であるのか、それとも抽象的な需要を担保する定額保険であるのかは日額給付金の形態にもよるが、定額保険であるのが通例<sup>12</sup>

・VVG192 条 5 項によれば、疾病または傷害の結果としての就業不能をその要件とする。MBKT1 条 2 項は、VVG の要件に医学的に必要とされる治療の実施がその要件に加えられている。就業不能の定義は、VVG192 条 5 項、その他の規定の中で定義が置かれておらず、もっぱら保険約款（MB/KT）に委ねられている<sup>13</sup>。

・「就業不能」とは、被保険者が医学的所見に基づいて、一時的にその職業上の活動を行うことができないこととされている<sup>14</sup>。そのため、労働能力が部分的に制限されているにすぎない場合はこれに該当せず、完全就業不能を意味する<sup>15</sup>。この完全就業不能は、給付が請求される期間全体にわたって存続していなければならず、被保険者が完全就業不能となった後に、部分的に就業可能となった場合は、この保険の給付を受け取る資格は終了する<sup>16</sup>。

・VVG192 条 5 項の要件としての収入の減少

この場合、MB/KT ではこの保険は、保険事故の発生により具体的に生じた損害の証明を要しない定額保険として構成されていることから、具体的な収入減少が発生したどうかは問題とはならない<sup>17</sup>。

### (エ) まとめ

・入院日額給付金保険および就業不能日額給付金保険は、定額保険であり、VVG が損害保険について定める諸原則は適用されない。

・医療費用保険は損害保険であり、この保険について重複加入が生じた場合には、VVG の定める損害保険の規定が適用されることとなる。

・約款の規定では、定額保険であることから損害保険契約に関する規定の適用はされないも

---

<sup>11</sup> Prölss/Martin,a.a.O.(5), § 192 VVG Rn.168,S.1080[Voit].

<sup>12</sup> Prölss/Martin,a.a.O.(5), § 192 VVG Rn.179,S.1082[Voit].

<sup>13</sup> Bruck/Möller,a.a.O.(4), § 192 VVG Rn.121,S.106[Brand].

<sup>14</sup> Bruck/Möller,a.a.O.(4), § 192 VVG Rn.121,S.106[Brand].

<sup>15</sup> Bruck/Möller,a.a.O.(4), § 192 VVG Rn.121,S.106[Brand].

<sup>16</sup> Bruck/Möller,a.a.O.(4), § 192 VVG Rn.121,S.106[Brand].

<sup>17</sup> Bruck/Möller,a.a.O.(4), § 192 VVG Rn.124,S.107[Brand].

の、わが国の他保険契約の通知義務と同様の効果をねらったとみられる規定が存在する。

## 2. 医療費用保険における重複保険の通知義務

### (1) 目的

・MB/KK9 条 5 項は、「被保険者の一人につき他の保険者との間で医療費用保険が締結されたとき、または、被保険者の一人が社会保険たる医療保険に加入する権利を行使したときは、保険契約者は、保険者に対して、遅滞なく他の保険を通知しなければならない。」と規定

・この規定によれば、保険契約者は、被保険者の一人について、他の保険者との間で医療費用保険契約を締結した場合または、被保険者の一人につき法定疾病保険（GKV）の受給権者としての権利を行使した場合には、直ちに保険者にその旨を通知する義務を負うものとされている<sup>18</sup>。

・既存の保険契約関係に加えて付保された利益および危険を同じくする他の保険契約を締結する場合には、重複保険（Mehrfachversicherung）に該当し、重複保険に該当することは、保険契約者等の主観的危険を増大させる可能性がある<sup>19</sup>。

・通知義務の意義および目的は、保険者が主観的危険に対処することにある<sup>20</sup>。もっとも、損害保険として構成されているこの保険について、他保険の存在は、主観的危険を増加させるとはいつでも定額保険のそれとは異なる。この通知義務は、VVG78 条および 200 条に従った連帯債務者の責任を理由として、負担せしめられない給付を拒絶することを可能とするとともに、場合によっては求償請求権を生じうる<sup>21</sup>。

・MB/KK は、重複保険に関して、VVG77 条 1 項にしたがい法律上のオプリーゲンハイトを具体化したものであり、MB/KK10 条の法律効果にある種の制裁を含めることによって、それを確保するものである。もっとも、通知義務は、保険者に重複保険の発生を阻止するほどの協力的権限を与えるものではない。

### (2) 通知義務の内容

・2009 年 MB/KK9 条 5 項によれば、通知義務者は、もっぱら保険契約者である。しかし、同 10 条 3 項および VVG193 条 2 項の規定により拡張され、保険契約者と異なる被保険者には、これを通知すべき義務がある。

・通知義務は、被保険者が他の保険会社との間で医療費用保険を締結する場合または法定疾

---

<sup>18</sup> Bach/Moser, Private Krankenversicherung, MB/KK- und MB/KT-Kommentar, 5. Aufl. Beck 2015, § 9 MB/KK Rn.29, S.588.

<sup>19</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.30, S.588-589.

<sup>20</sup> Prölss/Martin, a.a.O.(5), § 9 MB/KK Rn.13, S.2180[Voit]; Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.30, S.589[Sauer].

<sup>21</sup> Prölss/Martin, a.a.O.(5), § 9 MB/KK Rn.13, S.2180[Voit]; Ruffer/Halbach/Schimikowski, Versicherungsvertragsgesetz, 3. Aufl. Nomos 2015, § 9 MB/KK 2009 Rn.7, S.2116[Rogler].

病保険に加入する権利を行使する場合には、保険契約者が遅滞なく（BGB121 条 1 項 1 文の「過失による躊躇なく」の意味）保険者に対して通知することを求める。

・他の保険会社との間での医療費用保険を締結する場合に通知する義務は、私的保険者との契約締結により生ずるものであり、単なる申込だけでは不十分である<sup>22</sup>。他方、法定疾病保険に関しては、会員資格の開始が基準となるが、保険加入義務の発生は、いまだ通知義務を生じさせるものではない<sup>23</sup>。

・MB/KK9 条 5 項の文言によれば、他の締結される保険のみが費用保険でなければならず、最初に締結される保険は、その要件を充たす必要はなく、したがって、それは入院日額給付金保険（定額保険）でもよい<sup>24</sup>。しかし、MB/KK9 条 5 項の通知義務は、理論上、VVG78 条により保険者の保護を確保するため、付保危険の一部でも同一性がある場合にのみ、両方の保険が費用保険であることが必要となる<sup>25</sup>。また付保危険の完全な同一性までは必要とされず、二つの危険補償は部分的に重なりあうことでも十分である<sup>26</sup>。

・医療費用保険契約の概念には、保険者が治療に関する費用の補償について義務を負うすべての私法上の契約を含む<sup>27</sup>。

### 3. 他の入院日額給付金保険の通知義務

#### (1) 目的

・MB/KK9 条 6 項は「他の入院日額給付金保険は、保険者の承諾を得てのみ締結することができる。」と定める。

・入院日額給付金が高く、それが無い場合と比べて金銭的な余裕がある場合には、より長期にわたって入院をしようとする傾向がある。他の入院日額給付金保険に加入するという方法で日額保障を増加させることにより、保険事故の発生に至る保険契約者の主観的な意図を増大する客観的状況が創り出される。すなわち、この保険により、被保険者が医療の開始・継続についての経済的制約を軽減し、またはこれを除去する機能を有していることから、実際に必要とされる範囲を超えて医療をうける状況を生ずる可能性がある。それゆえ、MB/KK9 条 6 項の重複保険の場合の契約危険の増加は、一般的な経験則によれば、重複保険の存在によって保険者が保険契約者から保険契約に関して不正に請求される可能性がある

---

<sup>22</sup> Prölss/Martin, a.a.O.(5), § 9 MB/KK Rn.13, S.2180[Voit]; Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.36, S.590[Sauer].

<sup>23</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.31, S.589[Sauer].

<sup>24</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.35, S.590[Sauer].

<sup>25</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.35, S.590[Sauer].

<sup>26</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.35, S.590[Sauer].

<sup>27</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.35, S.590[Sauer].

ることは明らかである<sup>28</sup>。

・入院日額給付金の増加は、契約危険をいっそう高めることとなり、第二の保険契約の締結または後に意図的に増額された入院日額給付金を利用することという結果をもたらす得る。それゆえ、契約危険は、入院日額給付金においては、それが定額保険としての性質を有するがために、損害の発生の有無について何らの具体的な証明をしなくとも良いことに起因している。すなわち、保険契約者が1つの保険者との間で1つの入院日額給付金保険を締結していた場合に存在する通常の危険は評価・見通しが可能であるが、保険契約者が他の保険者との間でも同種の保険契約を締結し、そのことを最初の保険者が知らない場合には、この危険が増大する。少額の日額給付金の契約を次々と締結させていくことにより、すべての保険契約から多額の給付金を受け取ることが可能となる<sup>29</sup>。

・そこで、通知義務により、保険者が契約締結後の危険増加を排除し主観的危険を管理可能な状態に維持することが意図されている<sup>30</sup>。保険契約締結時には、保険者が他の保険者との間で同種の保険契約を締結しているか否か、およびその金額について告知することを要求しており、保険者はその危険が引受可能である場合のみ、保険契約を引き受ける。MB/KK9条5項により、保険者の知らない間にその危険が増大することのないようにするとともに、保険者が他の契約の締結による危険の増大を甘受することができるかどうかを判断するための機会を与えている<sup>31</sup>。入院日額給付金保険は定額保険であるから、VVG78条・200条は適用されず、その結果、保険者の利益は重複保険の通知によっては達せられない。

## (2) 通知義務の内容

・入院日額給付金保険の締結には、保険者の承諾、すなわち BGB183 条 1 文の事前の同意が必要とされる。入院日額給付金保険には、入院に対して日額給付が支払われるすべての保険契約が含まれることから、入院日額給付金を伴う傷害保険および自動車保険も含まれる<sup>32</sup>。

・通知義務は、すでに入院日額給付金保険が存在していることを前提とする<sup>33</sup>。契約の締結および形式的な契約の開始と結び付いている。既存の契約の増額は新たな契約の締結に等

---

<sup>28</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.39,S.591;BGH VersR 1971,662f.;OLG Hamm VersR 1971,120; 1979,617; 1979,1095;1982,35 f.;OLG München VersR 1976,58;OLG Köln r+s 1993,74,VersR 1983, 1048, 1049.

<sup>29</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.39,S.591.

<sup>30</sup> Prölss/Martin ,a.a.O.(5), § 9 MB/KK Rn.15,S.2180[Voit];Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.41, S.592[Sauer];BGH 4.10.1989 VersR 1989,1250;BGH 28.4.1971,VersR 1971,662;OLG Hamm 3.4.1981, VersR 1982,35.

<sup>31</sup> BGH 28.4.1971,VersR 1971,662.

<sup>32</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.44,S.592[Sauer] ;OLG Hamm 3.4.1981 VersR 1982 35.

<sup>33</sup> Prölss/Martin ,a.a.O.(5), § 9 MB/KK Rn.15,S.2180[Voit];OLG Stuttgart 30.5.1972 VersR 1972 847.

しい<sup>34</sup>。

・保険契約者が同時に複数の入院日額給付金保険に申し込む場合には、最初の保険契約の成立時と第二の契約の成立時との間にオプリーゲンハイトがあり、その結果、保険契約者は原則として、最初に保険契約を締結する時点で保険者の承諾を得なければならない<sup>35</sup>。

・保険者の承諾には特別な形式は必要とされていない<sup>36</sup>。第二の契約が締結される前に承諾の意思表示は保険契約者等に到達していなければならない (BGB130 条 1 項)。保険者の長い沈黙は、黙示の同意を基礎づけるものではない<sup>37</sup>。

・保険者が承諾を与えるか否かは、その裁量の範囲内にある<sup>38</sup>。通知に基づいて、被保険者の経済的關係、すでに付保された日額給付金の額およびこれまでの保険關係の経過を背景に、承諾を与えるか否かを検討しなければならない。ただし、同意の拒絶は、特に保険者が、恣意的に拒絶がなされた場合には、権利濫用となる (BGB242 条)<sup>39</sup>。したがって、権利濫用は、保険者の金額上限の内部的な限界にすでに達していた場合は除外される<sup>40</sup>。

・第二の契約について保険者が事後の同意 (BGB184 条 1 項) をした場合には、MB/KK10 条 1 項・2 項に従い通知義務違反による権利主張を断念することとなる<sup>41</sup>。

・通知義務の該当性について、被保険者は第一の保険の存在または他の保険契約の締結について、すでに認識していることが必要となる<sup>42</sup>。

・第二の保険者は、最初の保険者が MB/KK10 条による権利行使をする前に、買戻し (Rücktritt) または解約によって契約を消滅させる場合には、オプリーゲンハイト違反と最初の保険者の権利は考慮の対象から外されない<sup>43</sup>。オプリーゲンハイト違反はすでに生じているため、BGB142 条 1 項の遡及効にもかかわらず、第二の保険者による取消の場合でも、その権利は存続する<sup>44</sup>。

#### 4. MB/KK10 条 2 項の解除権

---

<sup>34</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.44,S.592-593[Sauer] ;OLG Hamm 17.4.1970 VersR 1971 120.

<sup>35</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.44,S.592-593[Sauer] ;LG Düsseldorf 7.1.1975 560f.

<sup>36</sup> BGH 4.10.1989 VersR 1989 1250.

<sup>37</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.45,S.593[Sauer].

<sup>38</sup> Prölss/Martin ,a.a.O.(5), § 9 MB/KK Rn.19,S.2180[Voit]; Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.45, S.593[Sauer].

<sup>39</sup> Prölss/Martin ,a.a.O.(5), § 9 MB/KK Rn.16,S.2180[Voit].

<sup>40</sup> LG Köln 27.4.1989 VesR 1989 1075.

<sup>41</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.45,S.593[Sauer].

<sup>42</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.44,S.593[Sauer].

<sup>43</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KK Rn.47,S.594[Sauer] ; BGH 4.10.1989 VersR 1989 1250.

<sup>44</sup> OLG Köln 27.4.1989 VesR 1989 1075; OLG Köln 25.11.1982 VesR 1983 1048.



### (1) 解除権

・ MB/KK10 条 2 項は、MB/KK9 条 5 項及び 6 項に従い、オプリーゲンハイトに故意または重大な過失により違反する場合、保険契約の即時の解除を保険者に認める。

・ 保険者が、MB/KK10 条 1 項に従い給付を拒絶するほかにこの解約権が認められる。法的救済は、保険者において選択または累積的に（いずれも）行使することができ、その結果自由に給付を部分的に拒絶し、なお保険関係を継続することができる。模範約款は、他の解除の要件に関して、VVG28 条 1 項を引用する。

・ 定額保険においては、立証可能な具体的損害がないため、保険契約者は重複保険であるにもかかわらず、主観的危険が増大していないことを証明することによって、因果関係不存在の反証をすることができる<sup>45</sup>と解されている。

### (2) 期間

・ MB/KK10 条 2 項に従い、オプリーゲンハイト違反を知った後、1 カ月以内に解除の意思表示がなされなければならない。この期間は BGB187 条から 193 条にしたがって計算される。期間の始期については、保険者が通知義務違反に客観的に該当することを積極的に認識していることが必要とされる<sup>46</sup>。保険者が、知り得るべきであった（過失により知らなかった：BGB122 条 2 項）ことでは十分ではない<sup>47</sup>。

・ 保険契約者に解除の意思表示が期間内に到達する必要がある<sup>48</sup>。

### (3) 法律効果

・ 解約は、保険関係を将来にわたって（mit Wirkung *ex nunc*）終了させる。もっぱらこれは将来に向かった法律効果であるため、受領時までに発生した請求権は影響を受けない。現在の保険期間の保険料に対する保険者の請求権は、VVG39 条 1 項 1 文に従い比例的に減額される。

### (4) 証明責任

・ 解除の場合には、保険者は、客観的な通知義務違反ならびに解除の意思表示が期限内に到達したことを証明しなければならない<sup>49</sup>。保険契約者が解除の期間超過（Verfristung）を正当化しようとする場合には、保険者が通知義務違反について以前から知っていたことを証

---

<sup>45</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 10 MB/KK Rn.49,S.595.

<sup>46</sup> BGH 14.11.1960 BGHZ 33 281,283f.

<sup>47</sup> OLG Köln 18.1.2000 VesR 2000 1217.

<sup>48</sup> BGH 14.11.1960 BGHZ 33 281,283f.

<sup>49</sup> Prölss/Martin ,a.a.O.(5), § 28 Rn.168 ,S.319[Armbüster];BGH 27.5.1981 VersR 1981 921.

明する義務を負う<sup>50</sup>。

・法は、故意または重大な過失の存在を推定し、それゆえ保険契約者は故意または重大な過失がないことを証明しなければならない。

## 5. 他の就業不能日額給付金保険の通知義務

### (1) 通知義務の意義

・MB/KT9 条 6 項は「就業不能日額給付金のある他の保険契約を新たに締結するかまたはそのような他の既存の契約を増額することは、保険者の承諾を得て行うことができる。」と規定する。

・オプリーゲンハイトは主観的危険を制限することを目的としている<sup>51</sup>。もっとも、VVG78 条・200 条は定額保険である就業不能日額給付金保険には適用（類推適用）することはできないため、MB/KK9 条 5 項（医療費用保険）と同様の通知義務では対処することはできない。そこで、他の就業不能日額給付金保険の締結ならびに他の既存の就業不能日額給付金保険の増額には、保険者の承諾（事前の同意：BGB181 条 1 項）を必要とする。それにより、保険者が他の契約の締結による危険の増大を引き受けるかどうかを判断することができることとなる<sup>52</sup>。

・MB/KT の規定は、その形式が MB/KK9 条 6 項の保険契約者の通知義務と類似しているが、他の就業不能日額給付金保険の締結と関連しているだけである。その文言は、新たな契約締結と他の保険の増額とを厳密に区別していることから明確である。

### (2) 通知義務の内容

・この通知義務は、就業不能日額給付金請求権の付いた他の保険契約の新たな締結または他の既存の保険契約の増額と結びついている。これには、被保険者が就業不能となった場合に保険者が日額給付金を支払う義務を負うすべての私的保険契約が含まれる。

・通知義務が課されるためには、他の保険について契約を締結する必要があり、またこの場合、就業不能日額給付金保険がすでに存在していなければならない。

・第二の保険者が、第一の保険者が MB/KT10 条に従いその権利を行使する前に、買戻しまたは解約により契約を否認することができる限り、これをオプリーゲンハイト違反ならびに第一の保険者の権利に影響を与えない<sup>53</sup>。このことは、BGB142 条による遡及効にもかかわらず第二の保険者による VVG22 条の意味における BGB123 条 1 項に従った取消の場

---

<sup>50</sup> Prölss/Martin ,a.a.O.(5), § 28 Rn.168 ,S.319[Armbrüster];BGH 28.11.1990 VersR 1991 170;BGH 29.5.1980 VersR 1980 762; OLG Köln 18.1.2000 VersR 2000 1217.

<sup>51</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KT Rn.59 f.,S.714[Sauer].

<sup>52</sup> BGH 28.4.1971 VersR 1971 662,663.

<sup>53</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KT Rn.69 f.,S.716[Sauer].

合にも当てはまる<sup>54</sup>。

#### (4) 解除

・MB/KT10 条 2 項は「第 9 条 5 項および 6 項に規定されたオプリーゲンハイトの 1 つに違反があった場合において、保険者がそれを知った後、1 ヶ月以内に期限を定めることなく解約権を行使した場合には、VVG28 条 1 項の基準に従い給付義務を免れる。」

・MB/KT10 条 2 項は、MB/KT9 条 5 項および 6 項のオプリーゲンハイト違反の場合に、VVG28 条 1 項の前提のもとで、即時にオプリーゲンハイト違反を知った時から 1 カ月以内にその契約を解除することができる旨を明確に規定する。

・この解除権は、MB/KK10 条 2 項と同様である。

### III. まとめ

#### 1. ドイツ法から得られた示唆

・同種の傷害・疾病保険に加入する場合のみ最初の保険者に通知すること、または承諾を得て契約を締結することを義務づけている（⇔わが国の通知義務）。

・他保険契約の通知義務は、損害保険としての医療費用保険において、重複保険が生じた場合にこれを遅滞なく保険者に通知することを保険契約者に義務付け、これに違反すれば保険者は解除権を行使し、給付義務を免れる。

・定額保険である入院日額給付金保険および就業不能日額給付金保険においては、他の同種の保険に加入する場合には、保険者の承認を要するとし、これに違反すれば保険契約を解除して給付義務を免れる。

・この前提にあるのは加入する保険契約が重複すれば主観的危険が増加するため、当初は引受範囲内であったが、他保険が締結された後に引受範囲外となる場合には、とくに定額保険において、その後の契約締結を拒絶することができる（承諾を与えない）点で、保険契約が重複するという道徳的危険を積極的に排除することができる制度になっている。

・他方、通知義務違反に対する保険者の解除権は、わが国の告知義務違反による解除と同様、将来効であり、給付免責は違反の時点から生ずる。要件は悪意・重過失であること、因果関係不存在的反証が認められる点でもわが国と同様である。

#### 2. 検討

・わが国においても他保険契約の通知義務は、保険契約締結後の道徳的危険の増加に対処するための制度である。

・保険法は、危険増加のうち引受範囲内の危険増加についてのみ規律しており（保険法 29 条 1 項・56 条 1 項・85 条 1 項）、引受範囲外の危険増加については規定が設けられておら

---

<sup>54</sup> Bach/Moser, a.a.O.(18), § 9 MB/KT Rn.69 f.,S.716[Sauer].

ず、契約自由の原則に委ねられている。約款において、保険契約の締結後に他保険契約の締結により保険契約の累積が保険者の引受基準を超過することとなったときには保険者は保険契約を解除できる旨を定めることができ、契約締結後に、この基準を超過する状態が生ずれば保険者は保険契約を解除できる。

・危険増加に関する保険法の規律は片面的強行規定であり、保険者が自由に解除権を行使委するためには、契約締結時にどこまで危険が増加すれば引受範囲外となるのかについて明示する必要があり、明示がない場合には、引受範囲内の危険増加とみなして保険法の規律が適用される（29条・31条2項2号など）。このような明示があっても、保険事故発生後に危険増加を理由に解除しても、保険契約の累積と保険事故の間には因果関係がないことから、保険者は給付を免れない（31条2項2号但書）。

・保険契約者側に保険契約の累積が契約解除事由となることを認識しながらあえて通知をしなかった場合や、累積が著しく過大であるにもかかわらず通知をしなかった場合には、他保険契約の通知義務違反が保険者の信頼を損ない、当該保険契約の存続を困難とする重大な事由（30条3号）に該当するときは、保険者はこれを理由として保険契約を解除できる。この場合、保険事故の発生が重大事由の発生後である限り、保険者は保険契約の解除により免責される（31条2項3号）。

・通知義務に直接の効果を認めるのではなく、重大事由該当性（信頼関係の破壊）の考慮要素として